

地方独立行政法人大牟田市立病院懲戒処分に関する公表指針

当院が懲戒処分を行った場合の公表について、平成15年11月10日付の人事院通知「懲戒処分の公表指針について」に準じ、下記のとおり指針を定める。

記

1. 基本方針

住民に愛される病院を目指し、職員の服務規律に対する一層の自覚を促すため、懲戒処分を行った場合には、事案の性質や内容、社会的影響、被処分者の職責や関係者のプライバシー保護の必要性等を総合的に考慮し、原則として、以下に定めるところにより、適切に公表するものとする。

2. 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、解雇又は停職である懲戒処分

3. 公表の内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

4. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

5. 公表時期等

原則として年度終了後、一括して公表するものとする。

6. 公表方法等

ホームページにて公表を行う。ただし、解雇にあたる懲戒処分で、理事長が必要と判断した場合には、速やかにマスコミ公表するものとする。

7. 施行日等

この指針は令和4年3月18日から施行する。なお、5については、施行日の属する年度の分から適用する。